現代　第二次世界大戦後

１９６　天皇の人間宣言①

　…朕ハ爾等国民ト共ニ在リ、常ニ利害ヲ同ジウシ休戚ヲ分タント欲ス。朕ト爾等国民トノ間ノ紐帯②ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神③トシ、且日本国民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル観念ニ基クモノニモ非ズ。…（『官報』）

注　①天皇の人間宣言：一九四六（昭和二十一）年一月一日公布。天皇の神格化を自ら否定した　②紐帯：かたく結びつけるもの　③現御神：現人神。この世に人間の姿で現れた神のこと

**『官報』**：１７２を参照。

【現代語訳】　…朕はなんじら国民とともにあり、つねに利害を共有して喜びと悲しみをわかちあいたいと思う。朕となんじら国民とのつながりは、つねに相互の信頼と敬愛とによって結ばれているのであって、たんなる神話と伝説によって生じたものではない。天皇を現人神とみなし、また日本国民を他の民族よりも優れた民族とみなして、さらには世界を支配すべき運命をもつ民族であるとする架空の観念にもとづくものでもない。…

１９７　日本国憲法①

　日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢②を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。…

第一条　天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第九条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求③し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第十一条　国民は、すべての基本的人権の享有④を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第二十一条　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。…

第二十五条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。…（『官報』号外）

注　①日本国憲法：一九四六（昭和二十一）年十一月三日公布、一九四七（昭和二十二）年五月三日施行　②恵沢：恩恵、恵み　③希求：願い求めること　④享有：生まれながらもっていること

**『官報』**：１７２を参照。

１９８　教育基本法①

　われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

　われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

　ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一条（教育の目的）教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。（『官報』）

注　①教育基本法：一九四七（昭和二二）年三月三一日公布、四月一日施行

**『官報』**：１７２を参照。

１９９　サンフランシスコ平和条約①

第一条　⒜日本国と各連合国との間の戦争状態は、…この条約が日本国と当該連合国との間に効力を生ずる日②に終了する。

⒝連合国は、日本国及びその領水③に対する日本国民の完全な主権を承認する。

第二条　⒜日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原④及び請求権を放棄する。

⒝日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

⒞日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。…

第三条　日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度⑤の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。…

第六条　⒜連合国のすべての占領軍は、この条約の効力発生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本国から撤退しなければならない。但し、この規定は、…二国間若しくは多数国間の協定に基く、又はその結果としての外国軍隊の日本国の領域における駐とん又は駐留を妨げるものではない。…（『主要条約集』）

注　①サンフランシスコ平和条約：一九五一（昭和二十六）年九月八日調印　②効力を生ずる日：一九五二（昭和二十七）年四月二十八日　③領水：領海　④権原：ある行為をなすことを正当とする法律上の根拠　⑤信託統治制度：国際連合の監督下で、その信託を受けた国が非自治地域に対して行う統治

**『主要条約集』**：外務省条約局（現国際法局）が編集し、主要な条約を日本語と外国語で収録。

２００　「もはや戦後ではない」

　戦後日本経済の回復の速やかさには誠に万人の意表外にでるものがあつた。…

　しかし敗戦によつて落ち込んだ谷が深かつたという事実そのものが、その谷からはい上るスピードを速からしめたという事情も忘れることはできない。…いまや経済の回復による浮揚力はほぼ使い尽された。なるほど、貧乏な日本のこと故、世界の他の国々にくらべれば、消費や投資の潜在需要はまだ高いかもしれないが、戦後の一時期にくらべれば、その欲望の熾烈さは明かに減少した。もはや「戦後」ではない。われわれはいまや異つた事態に当面しようとしている。回復を通じての成長は終つた。今後の成長は近代化によつて支えられる。そして近代化の進歩も速やかにしてかつ安定的な経済の成長によつて初めて可能となるのである。（『経済白書』昭和三十一年版）

**『経済白書』**：内閣府が発行する日本経済に関する年次報告。一九四七（昭和二二）年から現在にいたるまで毎年発行されている。

２０１　日米安全保障条約①（旧安保条約）

第一条　平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその付近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。この軍隊は、極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒じょうを鎮圧するため日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。

第三条　アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその付近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定②で決定する。（『官報』号外）

注　①日米安全保障条約：一九五一（昭和二十六）年九月八日調印、五二年四月二十八日発効　②行政協定：日米行政協定。一九五二（昭和二十七）年二月締結

**『官報』**：１７２を参照。

２０２　日ソ共同宣言①

一　日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の戦争状態は、この宣言が効力を生ずる日②に終了し、両国の間に平和及び友好善隣関係が回復される。

四　ソヴィエト社会主義共和国連邦は、国際連合への加入③に関する日本国の申請を支持するものとする。

九　…ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島④を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする。（『わが外交の近況』昭和三十二年版）

注　①日ソ共同宣言：一九五六（昭和三十一）年十月十九日調印　②効力を生ずる日：一九五六年十二月十二日　③国際連合への加入：ソ連が日本の国際連合加盟の支持派にまわったことで、一九五六年十二月に加盟が実現した　④歯舞群島及び色丹島：北方領土の一部

**『わが外交の近況』**：外務省が毎年発行している、日本外交に関する記録書。一九八七（昭和六十二）年に『外交青書』と改名し、現在も発行され続けている。

２０３　新安保条約①

第三条　締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第五条　各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。…

第六条②　日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。…（『官報』号外）

注　①新安保条約：日米相互協力及び安全保障条約。一九六〇（昭和三十五）年一月十九日調印　②第六条：日米行政協定を引きついだ日米地位協定によって、駐留軍の地位や施設・区域が定められた

**『官報』**：１７２を参照。

２０４　日韓基本条約①

第一条　両締約国間に外交及び領事関係が開設される。…

第二条　千九百十年八月二十二日②以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。

第三条　大韓民国政府は、国際連合総会決議第百九十五号（Ⅲ）に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。（『官報』号外）

注　①日韓基本条約：一九六五（昭和四十）年六月二十二日調印　②千九百十年八月二十二日：韓国併合条約を調印した日

**『官報』**：１７２を参照。

２０５　沖縄返還協定①

第一条　一　アメリカ合衆国は、…琉球諸島及び大東諸島に関し、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条の規定に基づくすべての権利及び利益を、この協定の効力発生の日から日本国のために放棄する。日本国は、同日に、これらの諸島の領域及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権力を行使するための完全な権能及び責任を引き受ける。…

第三条　一　日本国は、千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約及びこれに関連する取極に従い、この協定の効力発生の日に、アメリカ合衆国に対し琉球諸島及び大東諸島における施設及び区域の使用を許す。（『主要条約集』）

注　①沖縄返還協定：一九七一（昭和四十六）年六月十七日調印、一九七二年五月十五日に発効し、沖縄が返還された

**『主要条約集』**：１９９を参照。

２０６　日中共同声明①

　日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。…

一　日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。

二　日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。

三　中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項②に基づく立場を堅持する。

五　中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。（『わが外交の近況』昭和四十八年版）

注　①日中共同声明：一九七二（昭和四十七）年九月二十九日調印　②ポツダム宣言第八項：カイロ宣言（満州、台湾、澎湖列島の中国への返還）の履行

**『わが外交の近況』**：２０２を参照。

２０７　戦後五十年決議①

　本院は、戦後五十年にあたり、全世界の戦没者及び戦争等による犠牲者に対し、追悼の誠を捧げる。

　また、世界の近代史上における数々の植民地支配や侵略的行為に思いをいたし、我が国が過去に行ったこうした行為や他国民とくにアジアの諸国民に与えた苦痛を認識し、深い反省の念を表明する。

　我々は、過去の戦争についての歴史観の相違を超え、歴史の教訓を謙虚に学び、平和な国際社会を築いていかなければならない。

　本院は、日本国憲法の掲げる恒久平和の理念の下、世界の国々と手を携えて、人類共生の未来を切り開く決意をここに表明する。

　右決議する。（『官報』号外）

注　①戦後五十年決議：正式名称は「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」。一九九五（平成七）年六月九日、村山内閣にて、衆議院で採択された。表現や文章について、そしてそもそも決議の必要性の有無について、さまざまな議論がなされた

**『官報』**：１７２を参照。